

告示

埼玉県告示第二百九十二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定に基づき、埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり指定し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

出納取扱金融機関	取扱店舗
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県及び東京都内所在本支店